

東久留米市立自転車等駐車場指定管理者の候補者の選定結果

東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年東久留米市条例第 15 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定管理者の候補者として、下記のとおり選定した。

1. 指定管理者を設置する施設

東久留米市立自転車等駐車場

※東久留米市自転車等の放置防止に関する条例（昭和 63 年東久留米市条例第 9 号）に規定する市立自転車等駐車場

2. 指定期間

令和 4 年 1 月 1 日から令和 1 6 年 1 1 月 3 0 日まで

3. 指定管理者候補者の名称等

名 称：蔦井株式会社

代表者：代表取締役社長 熊田 光男

所在地：愛知県名古屋市西区新福寺町一丁目 5 7 番地

4. 選定理由

指定管理者の候補者の選定については、東久留米市総合評価落札方式入札実施要綱（令和 2 年東久留米市訓令乙第 1 2 5 号。）に基づく総合評価落札方式にて入札を行った、東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業（以下「整備事業」という。）における事業者の選定において実施した東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の中で、条例第 4 条各号に掲げる基準の審査を行っていることから、条例第 5 条第 1 項の規定により指定管理者の候補者として選定するものである。

なお、審査委員会における審査結果等については、審査委員会より提出された「東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業 審査講評（令和 3 年 7 月）」に示されたとおりである。

詳しくは、都市建設部管理課管理調整担当 電話 0 4 2 - 4 7 0 - 7 7 6 4 へ。